

中津川市の均等割の税率(資本金等の額及び市内の従業者数の区分)は、次のとおりです。

法人の区分		均等割額	区分
資本金等の金額	従業員数		
50億円超	50人を超えるもの	3,000,000円	第9号
	50人以下のもの	410,000円	第7号
10億円超～50億円以下	50人を超えるもの	1,750,000円	第8号
	50人以下のもの	410,000円	第7号
1億円超～10億円以下	50人を超えるもの	400,000円	第6号
	50人以下のもの	160,000円	第5号
1千万円超～1億円以下	50人を超えるもの	150,000円	第4号
	50人以下のもの	130,000円	第3号
1千万円以下	50人を超えるもの	120,000円	第2号
上記以外の法人等		50,000円	第1号